

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（瓦礫等一時保管エリアの設定、解除及び変更）に係る面談
2. 日時：令和4年11月25日（金）16時00分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁 6階1F会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

正岡企画調査官、松田室長補佐、新井安全審査官、横山係長

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（瓦礫等一時保管エリアの設定、解除及び変更）について、10月24日の面談において原子力規制庁から指摘した事項に関し、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 受入目安表面線量率毎の保管容量や追加保管容量の内訳について
 - 想定保管量の年度毎の積み立て方について
 - 固体廃棄物管理に関する体制変更による業務変更の影響について
 - 敷地境界線量の評価方法について
 - 廃棄物管理の適正化
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を行った。
 - 一時保管エリアの追設及び変更により敷地境界線量の評価値が増減した理由を分析して示すこと。
 - 敷地境界線量の評価方法について、算出過程がわかるよう具体的な内容を示すとともに、使用した解析コードの妥当性についても示すこと。
 - 固体廃棄物管理に関する体制を変更することによる保安業務への影響について整理して示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 瓦礫等一時保管エリアの設定、解除及び変更に伴う実施計画Ⅲの変更並びに2025年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映及び組織変更に伴う変更

以上